

令和 3 年社会生活基本調査に関する研究会（第 1 回）からの調査事項の変更点

I 慢性的な健康問題による日常生活への支障の状況把握

【調査票 A・B】

慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度（調査票A：7、調査票B：7）

研究会（第 2 回）事務局（案）	研究会（第 1 回）事務局（案）
7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度 ・もっとも当てはまるものを記入してください 慢性的な病気や健康問題 ある ない 日常生活に 非常に支障がある 日常生活に ある程度支障がある 日常生活に 支障はない 支障は 6か月以上 継続している 継続していない 支障は 6か月以上 継続している 継続していない	7 慢性的な健康問題 日常生活における支障の程度 ・もっとも当てはまるものを記入してください 慢性的な病気や健康問題 ある ない 日常生活に 非常に支障がある ある程度支障がある 支障はない 支障は 6か月以上 継続している 継続していない 支障は 6か月以上 継続している 継続していない
（修正点） ①調査事項名「慢性的な健康問題 日常生活における支障の程度」を「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」に変更 ②選択肢名「ある程度支障がある」及び「支障はない」に、「日常生活に」を追記 （修正理由） ①「日常生活における支障の程度」の文言では何に対する支障の程度なのかが分かりづらく、本設問が「慢性的な健康問題」が「日常生活」自体に与える影響を問う設問であることに鑑み、調査対象者への分かりやすさを考慮 ②調査対象者への分かりやすさを考慮	

(定義関係)

欧州諸国との厳密な国際比較を可能とするべく、欧州統計局の「E U統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン」と同様の定義とする。

なお、同ガイドラインによると、慢性的な健康問題の設問は、詳細な説明を加えるよりも、可能な限り包括的になるようにすべきであること、また、疾患や慢性状態の具体例を設問等で示すことは避けるよう記載されている。

(参考) (「E U統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン」における用語の定義（事務局仮訳、抜粋）)

【慢性的な健康問題】

主観的で医療従事者等の他者から判断されることに限らない。

なお、健康問題は、病気や障害のほかに、事故やけがによって引き起こされる不健康、先天性の状況も含まれる。

【長期的・慢性的な状態】

病気や健康上の問題が一時的ではなく6か月以上続く（または再発する）か、または続く（再発する）と考えられるため、長期間の管理観察または治療が必要になることが予測される状態。

【健康上の問題による活動の制限】

- ・病気や障害、老年など、進行中の身体的、精神的または感情的な健康問題によって通常行う活動が制限されているかどうかについて主観的に判断すること。
- ・その人の活動が現在制限されており、少なくとも過去6か月間活動が制限されている場合にのみ該当する。まだ6か月間は継続していないが、6か月以上続くことが予想される新しい制限は考慮されない。

《選択肢の概念》

非常に支障がある：通常の活動を実行または達成することができないか、非常に困難な場合となり、この状況が少なくとも過去6か月間続いていることを意味する。なお、このカテゴリーの人は通常一人で活動を行うことはできず、他者からの手助けが必要になる。

ある程度支障がある：通常の活動を実行または達成することはできるが、いくつかの困難を伴い、この状況が少なくとも過去6か月間続いていることを意味する。なお、このカテゴリーの人は通常他者の手助けを必要としない。手助けがなされる場合も、日常的より頻度が低い。

Ⅱ 高齢社会における「介護」の詳細な状況把握

【調査票A・B】

ふだん世帯員以外の人から介護の手助けを受けていますか（調査票A：旧28、調査票B：旧20）

研究会（第2回）事務局（案）	研究会（第1回）事務局（案）
8 ふだん介護を受けていますか ・介護とは 日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際の手助けや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます ・介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます ・一時的な病気などに対する介護は除きます （当てはまるものすべてに記入してください） 自宅に住んでいる人から受けている 自宅外に住んでいる人から受けている（親族、訪問介護・デイサービスなど） 介護を受けていない 月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上	8 ふだん介護を受けていますか ・介護とは 日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際の手助けや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます。 ・介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます。 ・一時的な病気などに対する介護は除きます （当てはまるものすべてに記入してください） 同居している人から受けている その他の人から受けている（別居の親族、訪問介護・デイサービスなど） 介護を受けていない 月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上
（修正案） ①「同居している人から受けている」を「自宅に住んでいる人から受けている」に変更 ②「その他の人から受けている（別居の親族、訪問介護・デイサービスなど）」を「自宅外に住んでいる人から受けている（親族、訪問介護・デイサービスなど）」に変更 （修正理由） 上記、①、②については、いずれも調査票内の文言の統一による変更（定義の変更ではない） （参考） 自宅、自宅外の判断の基準は「住宅の要件※」を満たしているか否かによる。 ※壁などの固定的な仕切りで完全に遮断されていること、専用の居住室、専用の出入口、専用の炊事用流し、専用のトイレがあること。	

Ⅲ スマートフォン等の情報通信機器の日常生活への密着性を把握

【調査票 B】

生活時間について（調査票 B：16）

研究会（第 2 回）事務局（案）										研究会（第 1 回）事務局（案）									
【第 1 日】										【第 1 日】									
午前 時刻 おもに何をしていましたか ※15分ごとに おもなものの一つだけ 記入してください スマートフォン などの使用 同時に何か 他のこと をしていましたか ※複数ある場合は 一つだけ記入してください 場所 1 2 3 4 自 学 移 所 校 勤 の 宅 場 中 他 一緒にいた人 (当てはまるものをすべて○で囲んでください) 1 2 3 4 5 6 7 一 人 父 母 子 偶 配 者 其 他 の 人 時刻コード										午前 時刻 おもに何をしていましたか ※15分ごとに おもなものの一つだけ 記入してください スマートフォン などの使用 同時に何か 他のこと をしていましたか ※複数ある場合は 一つだけ記入してください 場所 1 2 3 4 自 学 移 所 校 勤 の 宅 場 中 他 一緒にいた人 (当てはまるものをすべて○で囲んでください) 1 2 3 4 5 6 7 一 人 父 母 子 偶 配 者 其 他 の 人 時刻コード									
0:00									01	0:00									01
30									02	30									02
1:00									03	1:00									03
30									04	30									04
2:00									05	2:00									05
									06										06
									07										07
									08										08
									09										09

(修正案)

従来どおり「スマートフォン・パソコンなどの使用」として把握

(修正理由)

分割することで、主行動や同時行動（ながら行動）時に利用する端末の傾向を分析できるなど、分析の幅が広がるものと考えたところであるが、

①情報通信技術が飛躍的に発展する中で、今回調査で選択肢を詳細にすると、次回調査時に選択肢を変更する必要がある場合に時系列比較が困難

②タブレット型パソコンの場合、調査対象者がそれぞれの利用方法により別の選択肢を選んでしまう可能性があり、調査対象者に混乱を与えかねず、また、結果数値の説明も困難

③スマートフォンとパソコンを同時に使用するケースや断続的に併用するケースなどが想定され、それぞれの使用状況を15分ごとにそれぞれ記憶し回答することは記入者負担が大きい

などを考慮し、従来どおり「スマートフォン・パソコンなどの使用」として把握

IV 結果利用における有用性の向上

【調査票A】

学習・自己啓発・訓練について（調査票A：旧19）

「(3) どのような方法でしたか」

研究会（第2回）事務局（案）	研究会（第1回）事務局（案）
(3)どのような方法でしたか (当てはまるものすべてに記入してください) 学級・講座・教室など 市町村等が行うもの 民間が行うもの 大学等が行うもの 講演会など 通信教育 自学・自習 勉強会など 各種学校・専修学校 その他	(3)どのような方法でしたか (当てはまるものすべてに記入してください) 学級・講座・教室など 市町村等が行うもの 民間が行うもの 大学等が行うもの 講演会など 通信教育 自学・自習 勉強会など 職場で自主的に 職場外 各種学校・専修学校 その他
(修正案) 「勉強会など」（分岐の「職場で自主的に」及び「職場外」を含む。）から分岐の選択肢を削除 (修正理由) 研究会（第1回）における議論を踏まえて、回答する基準（「場所」か「誰と」か）を検討し、分岐の選択肢として「職場の人のみ」と「それ以外」とすることも検討したが、様々な勉強会などの事例を想定すると、例えば、どのような人を「職場の人」とするか一つをとっても明快な整理が難しいなど、分岐を設けることにより、かえって調査対象者に混乱を与えかねないことから、本調査事項の趣旨（学習・自己啓発・訓練の「方法」を把握したい）に鑑み、分岐を削除することと整理	

【調査票A】

スポーツ 趣味・娯楽について（調査票A：旧21）

研究会（第2回）事務局（案）				研究会（第1回）事務局（案）			
＜趣味・娯楽＞ ・授業・仕事および家事として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます ・この1年間に1日もしなかった場合を含め、すべての種目に記入してください				＜趣味・娯楽＞ ・授業・仕事および家事として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます ・この1年間に1日もしなかった場合を含め、すべての種目に記入してください			
スポーツ観戦・観戦 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 映画館での映画鑑賞 映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど) コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞 コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞 楽器の演奏	邦楽 (民謡・日本古来の音楽を含む) コーラス・声楽 カラオケ 邦舞・おどり 洋舞・社交ダンス 書道 華道 茶道 和裁・洋裁	編み物・手芸 趣味としての料理・菓子作り 園芸・庭いじり・ガーデニング 日曜大工 絵画・彫刻の制作 陶芸・工芸 写真の撮影・プリント 詩・和歌・俳句・小説などの創作 趣味としての読書 (マンガを除く)	マンガを読む 囲碁 将棋 パチンコ スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム 遊園地・動植物園・水族館などの見物 キャンプ その他の趣味・娯楽(した場合) (おもな種目名を一つ記入してください)	スポーツ観戦・観戦 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどによる) 映画館での映画鑑賞 映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど) コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞 コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞 楽器の演奏	邦楽 (民謡・日本古来の音楽を含む) コーラス・声楽 カラオケ 邦舞・おどり 洋舞・社交ダンス 書道 華道 茶道 和裁・洋裁	編み物・手芸 趣味としての料理・菓子作り 園芸・庭いじり・ガーデニング 日曜大工 絵画・彫刻の制作 陶芸・工芸 写真の撮影・プリント 詩・和歌・俳句・小説などの創作 趣味としての読書 (マンガを除く)	マンガを読む 囲碁 将棋 パチンコ スマートフォン・テレビ・パソコンなどによるゲーム 遊園地・動植物園・水族館などの見物 キャンプ その他の趣味・娯楽(した場合) (おもな種目名を一つ記入してください)

(修正案)

- ①「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」について、「ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」を「クラシック以外の音楽鑑賞」に変更せずに、従来どおり「ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」として把握（「音楽会」の「コンサート」への変更は、変更案のままと整理）
- ②「スマートフォン・テレビ・パソコンなどによるゲーム」を「スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム」に変更

(修正理由)

- ①「歌謡曲」について、現在、一定数のアーティストによるコンサートの開催が確認されることなどを考慮
- ②「スマートフォン」はアプリでゲームする際の「ゲーム機（本体）」となる一方で、「テレビ」や「パソコン」は「ゲーム機（本体）」ではないことから、種目名を「ゲーム機（本体）」で統一し、調査対象者における分かりやすさを考慮

【調査票 A・B】

生活時間について（調査票 A：24、調査票 B：16）

「(1) この日は 次のいずれの日でしたか」

研究会（第 2 回）事務局（案）	研究会（第 1 回）事務局（案）																																																
調査票 A（5 ページ）、調査票 B（3 ページ） 指定された第 1 日と第 2 日は 次のいずれかに当てはまりますか （当てはまるもの すべてに記入してください） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旅行・ 行楽</th> <th>行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）</th> <th>出張・ 研修 など</th> <th>テレワーク 在宅 勤務</th> <th>療養 在宅 勤務</th> <th>休みの日 （休暇・ 休日など）</th> <th>育児休業・ 子の看護 休暇</th> <th>介護休業・ 介護休暇</th> <th>いずれにも 当てはまら ない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【第 1 日】 10月□□日 （ 曜日）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>【第 2 日】 10月□□日 （ 曜日）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>		旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務	療養 在宅 勤務	休みの日 （休暇・ 休日など）	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	いずれにも 当てはまら ない	【第 1 日】 10月□□日 （ 曜日）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	【第 2 日】 10月□□日 （ 曜日）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	調査票 A（6、8 ページ）、調査票 B（4、6 ページ） (1) この日は 次のいずれの日でしたか（当てはまるものすべてに記入してください） <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行・ 行楽</th> <th>行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）</th> <th>出張・ 研修 など</th> <th>テレワーク 在宅 勤務</th> <th>療養 在宅 勤務</th> <th>休みの日 （休暇・ 休日など）</th> <th>育児休業・ 子の看護 休暇</th> <th>介護休業・ 介護休暇</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>	旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務	療養 在宅 勤務	休みの日 （休暇・ 休日など）	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	その他	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務	療養 在宅 勤務	休みの日 （休暇・ 休日など）	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	いずれにも 当てはまら ない																																								
【第 1 日】 10月□□日 （ 曜日）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																								
【第 2 日】 10月□□日 （ 曜日）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																								
旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 （半日以上 の参加）	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務	療養 在宅 勤務	休みの日 （休暇・ 休日など）	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	その他																																									
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																									
（修正案） 「その他」を「いずれにも当てはまらない」に変更 （修正理由） 「その他」を「いずれにも当てはまらない」とすることで、他の選択肢との差別化が明確となり、調査対象者における回答のしやすさが向上すると考える。例えば、テレワークではない通常の出勤の場合や学生が通学した場合など、該当する選択肢がないことから、迷わず「いずれにも当てはまらない」を選択することが可能																																																	